

第7期銀河福祉タウン計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
《平成30年(2018年)4月～平成33年(2021年)3月》

「本別ならではの町民力を結集し、
まちぐるみの支え合いの仕組みをつくる！」
～本別型地域包括ケアシステムの構築・推進～

概要版



平成30年3月
北海道 本別町

1 計画策定の趣旨

本町の高齢化は全国を上回るペースで進んでおり、平成30年には高齢化率が40%を超えることが予測されています。今後、本町の高齢者数は減少に転じることとなりますが、75歳以上の後期高齢者は今後も増加すると予想されており、それに伴って認定者数はゆるやかに増加していくことが見込まれます。

全国的な傾向と同様、本別町においても高齢者の単身・夫婦のみ世帯などの増加に伴い、生活支援の必要性も高まっています。介護保険サービスだけでなく、ニーズに応じた外出支援、家事支援などの生活支援・介護予防サービスや認知症高齢者を地域で支えるための認知症ケア体制、地域医療と在宅介護の連携などを今まで以上に充実させていく必要があります。

本別町では、夢や生きがいを持ちながら生涯現役で生活することを基本に、ひとり暮らし、認知症や要介護状態になっても、住み慣れたこのまちで生活を継続できる高齢者が今以上に増えることを目指して、「第7期銀河福祉タウン計画」（介護保険事業計画とこれを包含する高齢者保健福祉計画）を策定しました。

2 計画の位置付け

第7期銀河福祉タウン計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき定められる老人福祉計画及び介護保険法第117条の規定に基づき定められる介護保険事業計画を一体的に策定し、介護保険を含めた高齢者の保健福祉全般にわたる総合的な計画です。

また、本計画は、「第6次本別町総合計画（計画期間：平成23～32（2020）年度）」を最上位計画とし、「第7期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」（計画期間：平成30～32（2020）年度）をはじめ、本町の関連する諸計画と整合性を図るものです。

3 計画の期間

本計画は、平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）までの3年間を計画期間とします。なお、計画の最終年度である平成32年度（2020年度）に次期計画策定に向けた見直しを行うこととします。

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)	平成 35年度 (2023)
第6期計画			第7期銀河福祉タウン計画 (高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画)					
						見直し	第8期計画	

4 策定体制

(1) 行政内部の体制

行政内部の策定体制については、総合ケアセンター、地域包括支援センター、健康管理センターが中心となり現状分析や課題の抽出、計画案の検討を進めるとともに、町が運営する国保病院、老人ホーム、住宅施策を担当する建設水道課などの関連部局や本別町社会福祉協議会と密接な連携を図り、計画策定にあたりました。

(2) 本別町健康長寿のまちづくり会議

第6期計画（平成27～29年度）の達成状況や反省点について「本別町健康長寿のまちづくり会議」の事業評価部会において事業評価を行い、同まちづくり会議において「第7期銀河福祉タウン計画」の策定にあたっての審議を行いました。

(3) アンケート調査の実施

第7期介護保険事業計画策定にあたって、高齢者の生活状況や支援ニーズ、在宅介護者の状況等を把握するため、国の示す調査手法に基づき、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しました。

(4) 町民の意見反映

「第7期銀河福祉タウン計画」の策定にあたり、広く町民の意見を反映させるため、平成30年2月1日号の町広報紙に、計画の概要や介護保険事業の今後の方向性、介護保険料などを特集記事として掲載し、平成30年2月1日～23日の期間で広く町民からの意見を募集しました。

さらに、広くご意見や要望をうかがうために、平成30年2月14日～16日にかけて、地域説明会を本別地区・勇足地区・仙美里地区の3会場で開催し、計画への町民の意見反映を行っています。

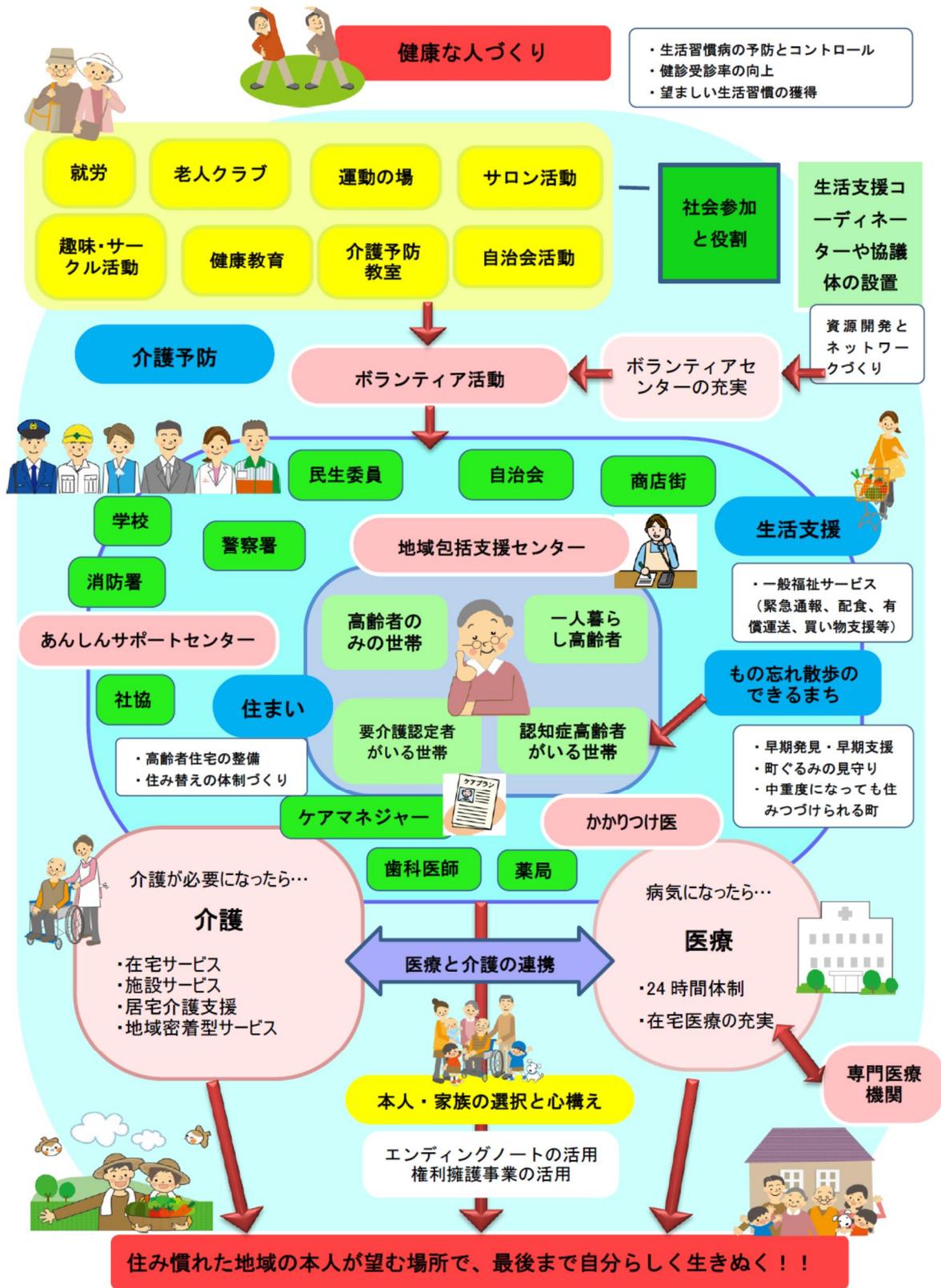
5 日常生活圏域の設定

第3期計画において、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険事業計画における日常生活圏域として、「本別地区」「勇足地区」「仙美里地区」の3圏域を設定しました。

第7期計画期間中においても、この3地域を日常生活圏域として、地域密着型サービスの基盤整備を進めていきます。



2025年 本別町が目指す姿



6 基本理念と施策体系

2015年に本別町が目指す高齢者の姿を実現するため、第7期計画の基本理念は第6期計画の基本理念を継承して「本別ならではの町民力を結集し、まちぐるみの支え合いの仕組みをつくる！」とし、「本別型地域包括ケアシステムの構築・推進」を図ります。

計画の基本理念

「本別ならではの町民力を結集し、
まちぐるみの支え合いの仕組みをつくる！」
～本別型地域包括ケアシステムの構築・推進～

基本目標	施策と主な事業
<p>基本目標1 本別で安心の介護を提供する</p> <p>介護が必要となっても住み慣れた地域や家庭で暮らし続けるために、「本別」「勇足」「仙美里」の「日常生活圏域」を単位とした介護サービス提供基盤の整備を進めてきました。</p> <p>第7期期間中においては介護人材の確保を中心に、介護サービスの質の向上、適正な要介護認定の実施、低所得者対策の推進、介護給付適正化などに取り組みます。</p>	<p>1 介護人材の確保とサービスの質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新たな介護人材の確保 (2) 介護人材の定着支援 (3) サービスの専門性と質の向上 (4) 地域の担い手の確保 <p>2 介護に関する情報の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報提供の充実 <p>3 介護給付費の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 適正な要介護認定の実施 (2) 給付費の適正化 <p>4 低所得者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定入所者介護サービス費 (2) 高額介護サービス費 (3) 介護サービス利用者負担軽減事業
<p>基本目標2 本別ならではの住まいの場を確保する</p> <p>一人ひとりの高齢者がニーズに合った住まい、施設で暮らせるよう、高齢者向け共同住宅の整備、空き家実態調査に基づく空き家の有効活用、公営住宅建て替えの計画的な推進や、老朽化した町営の特別養護老人ホーム建て替えなど、本別ならではの住まいの場を確保します。</p>	<p>1 高齢者向け住宅の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者向け共同生活住宅の整備 (2) 空き家の有効活用 (3) 公営住宅の建て替え、高齢者の住宅改修支援 <p>2 住まいの場として特別養護老人ホームの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特別養護老人ホームの整備 (2) その他の介護・居住施設整備の考え方 <p>3 高齢者の住まいに関する相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住まいの相談支援 (2) 高齢者が入居しやすい住まいづくり

基本目標

基本目標3

本別で夢や生きがいを持ち、健康で活躍する

平均寿命の延伸に伴い、長い人生をいかに過ごすかが重要な課題となっています。高齢期を迎えた一人ひとりが、本別で夢や生きがいを持ちながら、健康でいきいきと活躍することを目指します。

施策と主な事業

1 介護予防・日常生活総合支援事業の推進

- (1)生活支援サービス体制整備
- (2)介護予防・生活支援サービス事業
- (3)一般介護予防事業

2 健康づくりの推進

- (1)各種スポーツ活動の推進
- (2)保健事業の推進

3 生きがいづくりと社会参加の推進

- (1)生涯学習活動の推進
- (2)老人クラブの支援
- (3)高齢者の生きがい・発表の場づくり

4 社会参加による生活支援や介護予防の推進

- (1)高齢者の就労・ボランティアの場づくり
- (2)サービスの担い手づくりと活動支援
- (3)介護予防拠点施設の活用

基本目標4

住み慣れた本別で安心して生活する

ひとり暮らしや認知症、要介護状態になっても「自助」を身近な近隣で支える「共助」、すなわち、本別の町民力を結集した「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」により、住み慣れた本別で安心して生活することを目指します。

1. ひとり暮らしになっても大丈夫

- (1)ひとり暮らしを支える見守り・生活支援

2. 認知症になっても大丈夫

- (1)認知症への理解づくり
- (2)認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- (3)認知症の人の介護者支援の充実
- (4)認知症の人にやさしい地域づくり

3. 要介護状態になっても大丈夫

- (1)地域包括支援センターの機能強化
- (2)地域ケア会議の推進

4. 災害が発生しても大丈夫

- (1)避難行動要支援者に対する支援体制の推進
- (2)福祉避難所の機能強化

5. 医療と介護の連携強化

- (1)地域連携室の設置
- (2)在宅医療・介護連携推進事業
- (3)医療体制の整備

6. 地域での支え合いの推進

- (1)福祉教育の推進
- (2)関係団体の連携強化・活動支援
- (3)包括的な支援体制の整備

7. その他

- (1)生活支援サービスの充実
- (2)生活基盤整備の促進

7 重点的に取り組むこと

(1)「介護の担い手」と「地域の担い手」の確保

①介護の担い手の確保

- ほんべつ福祉セミナーの充実、新たに介護福祉士養成校教師へのPR活動など、新たな介護人材の確保対策を推進するとともに、資格取得と就労支援の一体的な支援策として、生活援助中心型の「福祉職場入門研修」（仮称）を新たに開催します。
- キャリアアップ支援として、新たに介護職員実務者研修（320時間）を実施します。

②地域の担い手の確保

- 社会福祉協議会における「あんしんサポートセンター」の生活支援や権利擁護事業、地域での在宅福祉ネットワーク活動等の担い手である「あんしんサポーター」の養成研修及びフォローアップ研修を継続して実施します。

(2)「介護基盤」の整備

①高齢者向け住宅の整備

- 社会福祉協議会が運営する小規模多機能型居宅介護事業所「陽だまりの里」、「ゆうあいの里」に併設して高齢者向け住宅を整備します。
- 空き家の実態調査、内覧調査を実施し、空き家バンクシステムへの登録など、空き家改修に対する費用助成制度を創設し、高齢者向けの住まいの場としての有効活用を図ります。

②特別養護老人ホームの整備

- 第7期計画における新たな介護人材確保策等の実施により、社会福祉協議会の運営による地域密着型（小規模）特別養護老人ホーム（定員20人）の整備を行うため、平成32年度（2020年度）の工事着手、平成33年度（2021年度）の開設に向けた協議、取組を実施します。

(3) 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

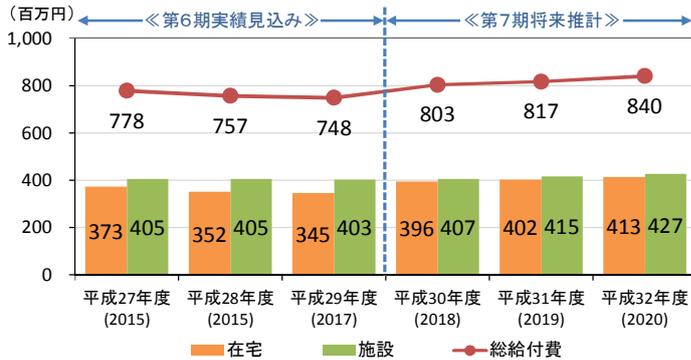
支援を必要とする住民を地域で支え合う地域共生社会の実現に向けて、下記の取組の充実を図ります。

- 生活支援サービスの維持やそのあり方の検討にあわせて高齢者の多様な活躍の場づくりを行う「生活支援・介護予防サービスの基盤づくり」。
- 除雪サービス、あんしん訪問サービスなどを総合的に提供する「ひとり暮らしを支える支援」。
- SOSネットワークによる地域見守りの推進や、やすらぎ支援（訪問）サービス等による「認知症とその家族を支える支援」。
- 地域全体で災害時の避難支援体制づくりを行う「災害時の支援」。
- 地域包括ケア研究所との連携や「地域連携室」の設置等による「医療・介護の連携強化」。

8 保険料の算定

(1) 総給付費の見込み

第7期においては、認定者数の増加及び介護人材の確保対策の推進によりサービス利用量の増加が見込まれます。また、制度改正による総給付費への影響を考慮に入れ、3年間の給付額の合計を24億6千万円と見込んでいます。



【制度改正の概要】

- 第1号被保険者の保険料負担率22%から23%に引き上げられます。
- 介護報酬が0.54%引き上げられます。
- 平成31年度（2019年度）の消費増税及び介護サービス従事者の処遇改善の影響で約3.6%が総給付費に上乗せになる予定です。
- 低所得者割合及び後期高齢者割合によって国から保険者へ交付される調整交付金が少なくなる見込みです。

(2) 所得段階別保険料

平成30年度（2018年度）から32年度（2020年度）までの保険料月額はこの表のとおりです。

保険料段階	本人の課税区分等	世帯の課税区分	世帯の課税区分 (%)	基準額に対する割合	保険料 (月額) (円)	第6期との比較 (月額) (円)
第1段階	生活保護・老齢福祉年金受給者、課税年金収入額と合計所得額の合算額が80万円以下	非課税	20.3	0.450	2,690	90
第2段階	課税年金収入額と合計所得額の合算額が120万円以下		12.0	0.625	3,740	130
第3段階	課税年金収入額と合計所得額の合算額が120万1円以上		9.6	0.750	4,490	160
第4段階	本人非課税～公的年金等収入額＋合計所得金額が80万円以下	課税	11.1	0.875	5,230	180
第5段階 (基準段階)	本人非課税～公的年金等収入額＋合計所得金額が80万1円以上		9.9	1.000	5,980	210
第6段階	本人課税者 (合計所得金額 120万円未満)		16.4	1.200	7,180	260
第7段階	本人課税者 (合計所得金額 200万円未満)		9.9	1.300	7,770	270
第8段階	本人課税者 (合計所得金額 300万円未満)		6.2	1.500	8,970	310
第9段階	本人課税者 (合計所得金額 500万円未満)		2.9	1.700	10,170	360
第10段階	本人課税者 (合計所得金額 500万円以上)		1.7	1.900	11,360	400

65歳以上の方が支払う介護保険料は3年ごとに改定となります。

なお、それぞれの方の保険料は7月上旬にお送りする「介護保険料額決定通知書」でお知らせします。

お問い合わせ

本別町総合ケアセンター

〒089-3325 北海道中川郡本別町西美里別6-15

電話：(0156)22-8520 FAX：(0156)22-6811

E-mail：kaigo@town.honbetsu.hokkaido.jp

URL：http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp